

# 一般社団法人日本発達心理学会 会費納入細則

2011年6月18日 制定

改正 2014年3月20日

2016年9月25日

## (目的)

**第1条** この細則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」(以下、「定款」という)第7条第4項に基づき、会費納入の方法を定めることを目的とする。

## (会費納入の方法)

**第2条** 正会員及び学生会員、賛助会員は、定款第7条第2項に定められた年額及び寄付額を、次の(1)から(4)のいずれかの方法により支払う。なお、学生会員は、学生証等のコピー1部を日本発達心理学会会員管理事務局(以下、「会員管理事務局」という)へ提出する。提出がない場合は、正会員となり、会費差額分を支払わなくてはならない。

### (1) 郵便振込口座を使用した納入方法

会員管理事務局は会員に「請求書」を送付する。会員は請求書に添付された「ゆうちょ銀行払込票」に会費金額を記入して、郵便局の窓口またはゆうちょ銀行のATMで支払う。この時、寄付金を希望する場合には、通信欄に寄付金金額(1口 1,000円)を記入し、会費と寄付金の合算金額を支払う。郵便局に備え付けのゆうちょ銀行払込票を使って支払う場合の口座番号及び加入者名は次のものとする。

口座番号 00120-0-261790

加入者名 (社)日本発達心理学会

### (2) 銀行口座を使用した納入方法

会員管理事務局は会員に請求書を送付する。会員は請求書に記載されている銀行口座に会費金額を振り込む。寄付金がある場合は、会費と寄付金の合算金額を振り込む。その後、会員管理事務局にFAX等で連絡する。

### (3) 自動引き落としを使用した納入方法

会員は、本会のウェブより「会費自動引落手続き用紙(PDF)」(以下、「引落手続き用紙」という)をダウンロードし、必要事項を記入して、会員管理事務局に12月31日までに郵送する。自動引落手続きが完了している場合には、会員は毎年届く請求書の内容を確認する。間違いがなければそのままにしておくと、3月1日頃に指定の口座より会費が引き落とされる。寄付は、郵便振込口座を使って納入することが可能である。

領収書が必要な場合は、会員管理事務局に依頼する。

### (4) クレジット・カードを使用した納入方法(海外在住会員に限る)

海外在住会員には、請求書と同封で「クレジットカードフォーム」が入っている。会員は、クレジットカードフォームに必要事項を記入し、会員管理事務局までFAX等で送信する。20日締めで翌月10日頃に、指定の口座より会費が引き落とされる。

## (3年以上会費が未納の場合)

**第3条** 3年以上会費の納入がない場合には、会員管理事務局は請求書に「除名について」を同封する。会員は、会員資格を継続したい場合には、12月31日までに会費の支払い手続きを行う。退会を希望する場合には、未払いとなっている3年分の会費を支払い、所定の「退会願」を会員管理事務局へ郵送あるいはFAX、E-mailにて提出する。

## (改定)

**第4条** この細則の改定は、理事会で承認を得るものとする。

# 退 会 願

一般社団法人日本発達心理学会 御中

わたくしは、この度 以下の理由により、 年度末をもって貴学会を退会いたしたく、お届けいたします。また、未納分の会費がありました場合はすぐ納入いたしますので、ご連絡くださるようお願い致します。

退会理由：

年 月 日

会員番号

名前

所属

住所